

Title	欧洲戦時に於ける米国の金融政策並に連合準備金法の運用
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.8 (1915. 8) ,p.918(86)- 935(103)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150801-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜 錄

歐洲戰時に於ける米國の金

融政策并に聯合準備金法の運用

堀江 歸一

(一) 千九百十四年の對事變計畫

千九百八年の「オールドリッチ、ヅリーランド」法は千九百十四年六月三十日を以て、満期日に達するの豫定なりしが、千九百十三年十二月の聯合準備金法は其第二十七條を以て、右有効期限を千九百十五年六月三十日まで延長し、且つ同法に規定せられたる事變通貨に對する課税を輕減したり。即ち在來の法律に於ては、連接した

る領域に於ける十以上の國立銀行にして、完全なる資本金并に積立金の二割以上に相當する準備金を有し、且つ資本金の四割以上に相當する公債を以て、紙幣の擔保に充つるときは、事變通貨を發行する目的を以て、資本金五百萬弗以上の國立通貨組合を組織するを得べく、大藏卿は同組合所屬銀行の發行する事變通貨の擔保として、州并に市の公債又は商業手形を承認し、其現金價格の七割五分以内を擔保價格とし、一方に商業手形のみを擔保として發行する紙幣は資本金積立金の三割を超過するを得ざるの制限を設け、事變通貨の總額は之を五億弗とし、發行當初の一箇月は年五分の割合を以て課税し、其以後月次年一分の割合を以て、税率を加重し一割を以て最高限度とするの規定なりしが、聯合準備金法は右の規定を修正し、最初の三箇月間は年三分の割合を以て課税し、其以後は月次年五厘の割合を以て、税率を加重し、六分を以

て、最高限度とすることに改正したり。

千九百十四年八月以前に於ては、國立通貨組合の組織せらるゝもの甚だ少なく、其組織せられたるものは、多額の事變紙幣を印刷して之を貯藏したりと雖も、其實用に供せらる可き機會に接せざりき。然るに歐洲戰爭勃發し、重なる交戰國は支拂猶豫法を制定し、外國貿易は停滯し、爲替取引斷絶し株式取引所は閉鎖せられ、金貨大流出の危機發到するや、金融救済の方策を實行するの必要は焦眉の急と爲り、議會は先づ聯合準備金法を改正し、「オールドリッチ、ヅリーランド」法の認めたる事變通貨發行の特權を總ての國立銀行に付與するの議を決し、千九百十四年八月四日議會を通過したる法律を以て、大藏卿は「オールドリッチ、ヅリーランド」法の規定を完全なる資本金と資本金の二割以上に相當する積立金を有する總ての國立銀行に適用し且つ資本金積立金の一倍二五に相當する紙幣を

發行すること(從來は一倍を以て限度としたり)を許容し、又同法の利益を現に聯合準備金制度に加盟し、或は同法實施後十五日以内に此制度に加盟するの契約を爲す有資格の州立銀行並に信託會社に及ぼすの權能を與へ、同時に大藏卿は各銀行並に通貨組合をして大藏卿が紙幣の兌換に必要なりと認むる金貨を大藏省に預託せしむることを命じ、右の割合は如何なる場合に於ても五分を下らざることとし、而して此法律の下に於て發行せらる可き國立銀行紙幣の増發額は十億弗に上るに至れり。

八月四日の對事變計畫に於ては、大藏卿は自己の專斷を以て、國立通貨組合に屬せざる國立銀行に對して、州並に市の公債を擔保とする紙幣の増發を許可するの權能を收めたるものなるが、八月二十日大藏卿の公表したる布告に於ては、大藏卿は紙幣増發に就て、銀行より直接の請求を受理せず、増發を行はんとする銀行は國

立通貨組合を通じて、之を請求す可しとし、又増發を要する銀行は通貨組合殊に聯合準備金區域に所在する組合に加盟す可きことを要請したり。斯くて八月末には國立通貨組合の組織せられたるもの或は組織の意思を通知したるもの四十を越へ、十月一日に於ける事變通貨の發行高三億弗以上に達したり。此増發紙幣たる其實際流通に付せらるゝまで、課税せられざるの内規なりしが故に、多數の銀行は目前多くの紙幣を要せざるに拘はらず、發行の手續を了し事變に應ずる爲め、之を金庫に貯藏したり。

歐洲に對する輸出貿易の停廢、開戦後に於ける外國爲替の一时的混亂は綿花、煙草、穀物等に對する金融に就て、當業者をして大なる恐怖心を懷くに至らしめたるを以て、大藏卿「マツカード」氏は八月二十四、五の兩日南部諸州の銀行業者並に仲買業者を華盛頓に召集し、當局者と會合して、時局救濟の方策を攻究せし

銀行が背後に金貨準備を擁するに非ざれば、安全なりと云ふ能はず。蓋し信用の基礎を安全にし、又一國商工業の進進に堅實なる基礎を得んとするには、發行せられんとする通貨の背後に正貨を有せざる可からざるは勿論にして、是れ法律が大藏卿をして、紙幣に對して五分以上の金貨準備を有することを命令するの權能を保留せしめ、又大藏卿が必要ありと認むる場合には隨時兌換準備金の増率を命令せんとする所以なり。大藏卿にして當面の問題を處理するの權能を有する以上は、斯る通貨の安全に發行せらるゝことを企圖す可く、如何なる場合に於ても、世人をして米國信用組織を壞敗するに至らしむるが如き程度に於て、通貨を膨脹せしむることを許さず」と斷言し、併せて政府が「聯合準備金組織並に事變通貨法に依て、銀行を援助するの地位に居ることに對して、満足する」旨を附言したり。

め、大藏卿は産業救濟の目的を以て、責任ある倉庫會社の發行保證したる綿花並に煙草の倉庫證券にして、期限四箇月以内のものは、額面價格の七割五分を以て、國立銀行の發行する紙幣の擔保物たらしむることを得るの方策を發表したり。所謂綿花會議なるものに於ては、綿花收穫の國家買收法の如き、州立銀行の紙幣發行許可の如き、種々偏私的計畫の主張せらるゝを見たりと雖も、大藏卿「マツカード」氏は絶對に買收計畫を排斥し、又紙幣膨脹の不可なることを認め、殊に後者に就ては、「今日米國を破壊するに足る可き通貨は法律の下に許容せられたるものを以てして、尙ほ餘りあり。此際に於て更に不良なる見解と行動とを以て、紙幣を膨脹せしむるが如き、國を舉げて、危機に陥らしむるものなるのみ。今や發行せられんとする通貨は國立銀行が生命ある資産を基礎として發行するものなるが、此種の通貨と雖も、之を發行する

棉花會議の終局に於て、大藏卿「マツカード」氏は會議の議事に上りて、當面の問題を解決する爲めに決議せられたる諸件を成案として編成する委員會を任選し、委員會の報告は(一)綿花、煙草、海軍貯藏品等の倉庫證券を擔保として通貨を發行する大藏省の計畫、(二)外國貿易の通路の開通するまで、綿花生産者をして相當の價格を以て、綿花を所藏し、代價下落の爲めに蒙る損失を軽減せしむる爲め、「ミッドリング」綿花一封度に付き八仙を基礎とし必要と認めたる場合に多少の減價を加へて、貸付金を爲すこと、(三)煙草并に海軍貯藏品の倉庫證券は市價を參酌して、貸付金の擔保たらしむること(四)期限四箇月以上の手形と雖も、適當なる倉庫證券に依て、保證せらるゝときは、聯合準備金銀行并に國立通貨組合に於て、再割引し「オールドリッチ、グリーランド」法修正法の規定に據り、國立銀行増發紙幣の擔保たらしむるを得る

ことを承認したり。之と相前後して、上院は綿花倉庫證券に關する法律案を可決し、此法律は後日修正せられて、其效力を煙草、海事貯藏品、罐詰鮭、穀物、亞麻に及ぼし、有効期限を英獨平和條約締結後九箇月以内とし、假令ひ戰爭が繼續するも、制定後二年を経過したる時を以て廢止す可しとしたり。

歐洲戰爭は直に爲替取引に影響を及ぼして、之を壊敗し、又歐洲に於ける株式取引所の閉鎖は外國に於ける米國有價證券の所有者をして紐育株式取引所に就て、有價證券を賣却するに至らしめ、遂に七月三十日を以て、同取引所を閉鎖するの已むを得ざること、爲り、之に次いで諸地方の取引所も閉鎖せられ、尙ほ金貨の供給を保護する爲め、大都會に於ては、千九百七年の恐慌に於けると同じく、交換所貸付證券を利用したり。本來歐洲開戰の當時米國が歐洲諸國に負ふ債務にして、恰も支拂期限に到達せる高

は、一億五千萬弗に上るものと計算せられたり外國爲替の取引停廢し、又歐洲諸國が何時に至りて、是等債務に應ずる輸出品を買入るゝや不明と爲るや、米國は債務決濟の爲めに、金貨を現送す可きや、將た又米國の銀行業者は外國の取引先に對して、歐洲に支拂猶豫法の現存する間、米國亦外國取引に就て、非公式の支拂猶豫を行ふを必要とする旨を告知するを要せざるや、共に問題に上れり。而して多數の銀行業者は倫敦又は開戰後英蘭銀行が多額の金貨を預託したる「オツタワ」に金貨を現送し、以て英國宛爲替手形に對する需要に應ずるに先だちて、今後穀物其他の産物の倫敦に輸送せられたるものに對して、金貨を以て支拂を受くるの保證を收むることを必要とし、是等の問題殊に金貨を現送せずして、米國の歐洲に負ふ債務を決濟する方法を攻究する爲め、九月四日大藏卿は華聖頓に於て聯合準備金局の役員をして二十三市の銀

行業者并に手形交換所の代表者と會合せしめ、此會議に於て、「シカゴ」市の銀行業者「フオーガン」氏を委員長とする委員會を組織せられ、聯合準備金局に對して成案を報告すること、爲れり。即ち「フオーガン」委員會は同日を以て、倫敦宛爲替の狀況を維持する爲め諸銀行をして一億五千萬弗の金貨を醸出せしめ、其六分の一は直に英蘭銀行の加奈陀に於ける金貨預託所に拂込み、殘額は外國爲替の賣買せらるゝ價格を決定することを任務とする紐育委員會の必要を認めたるときに、之を拂込ましむるの案を報告し續いて九月十九日右金貨醸出高を一億弗に低減す可き第二報告を發表し、準備金局の認可を経て、此基金を處理す可き委員會組織せられ、一方に九月二十四日準備金局は中央準備市并に準備市の交換所組合に同章を發し、各自の市に於ける國立銀行并に州立銀行をして、金貨基金を醸出するの準備を爲さしむ可きことを勸奨し、

此計畫の下に、紐育に於ては、四千五百萬弗「シカゴ」に於ては、一千六百萬弗、「フキラデルファ」に於ては八百萬弗、「ボストン」に於ては七百萬弗、「セントルイス」に於ては五百萬弗、桑港に於ては三百五十萬弗、「ピッツ、バー」に於ては三百萬弗の金貨を醸出するの約定成立し、第一回分二割五分拂込を了すると共に、十月十二日を以て、「オツタワ」に現送せられ、其翌日より委員會は倫敦宛爲替の取組を開始したり。

(二) 聯合準備金制度の組織

聯合準備金法は大藏卿、農務卿并に通貨監督官を以て、準備金銀行組織委員會を構成し、八以上十二以下の準備金市を設け、米國を區劃して、一區域に一箇の準備金市を置くの規定を設け、尙ほ組織委員會の決定に對しては、聯合準備金局に於て、之を査閲し、事務の便宜と習慣とに依て、區劃を分布す可きことを規定したるが、組織委員會は千九百十三年十二月二十六

日第一回の會合を開き、準備金の區劃并に聯合準備金銀行の所在地に關して、銀行業者并に實業家の意見を徴し、殊に第一區域内に於ける運輸交通に關する地理上の便宜、第二各地方に於ける物資の移動、取引の状態、資金の運轉、爲替の關係等商工業上の發達、第三從來の制度の下に發達したる習慣に重きを置き、區劃を定め又準備金銀行の本據を決するに就ては、營業上の便利、商工業上の状態を參酌し、一方に政治上の關係は之を度外視するの方針を決定し、審査攻究の後、千九百十四年四月二日に至り、準備金區域を設け、「ポストン」、紐育、「フキラデルフキア」、「クリューヴランド」、「リツチモンド」、「アトランタ」、「シカゴ」、「セントルイス」、「ミネアポリス」、「カンサス」市、「ダーラス」、「桑港」の準備金銀行を設立する旨を發表したり。

組織委員會が以上の決定を爲すに就て、標準としたる所は第一聯合準備金銀行が一區域内に

於ける出資銀行の資本金并に積立金の六分を限度として要求せらるゝ資本金最低額四百萬弗を醸出するに就て、一區域内に於ける出資銀行の能力、第二各區域内に於ける商工業並に金融上の聯絡若しくは一區域の各部と其區域内に於て設けらるゝ聯合準備金銀行の地位との關係、第三各區域に於て、聯合準備金法の規定並に精神に従ひ、平時又は事變に於ける業務上の要求に應ず可き各區域に所在する聯合準備金銀行の能力、第四各區域内に於ける聯合準備金銀行の資本金の公正なる分布、第五準備金區域の一般地理的地位、運輸系統、準備金銀行と區域内各部との交通上の便宜、第六人口、面積並に既往將來に於ける商工業上の發達等にして、十二の區域並に區域内に於ける準備金銀行の所在地左の如し。

第一號區域。「ニュー、イングランド」諸州。聯合準備金銀行所在地「ポストン」。

第二號區域。紐育州。聯合準備金銀行所在地紐育。

第三號區域。「ニュージャーシー」、「デラウエア」東部「ペンシルヴェニア」諸州。聯合準備金銀行所在地「フキラデルフキア」。

第四號區域。「オハイヨ」、「西部」、「ペンシルヴェニア」、「北西」、「ウエスト」、「ヴァージニア」州の四「カウンチー」、東部「ケンタッキー」の諸州。聯合準備金銀行所在地「クリューヴランド」。

第五號區域。「コロンビヤ」領、「メリーランド」、「ヴァージニア」北、「カロライナ」、南「カロライナ」、第四號區域に指定せられたる四「カウンチー」を除きたる「ウエスト、ヴァージニア」聯合準備金銀行所在地「リツチモンド」。

第六號區域。「デューシナ」、「フロリダ」、「アラバマ」東部「テンネッシー」、南部「ミシ、ツピ」東部「ルキシアナ」聯合準備金銀行所在地「アトランタ」。

第七號區域。「アイオワ」、南部「ウキスコンシン」、「ミシガン」南部半島、北部「イリノイス」、北部「インディアナ」。聯合準備金銀行所在地「シカゴ」。

第八號區域。「アーカンサス」、「ミズーリ」の大部分第七號區域に指定せられたるものを除きたる「イリノイス」第四號區域に指定せられたるものを除きたる「ケンタッキー」第六號に指定せられたるものを除きたる「テンネッシー」並に「ミシ、ツピ」聯合準備金銀行所在地「セントルイス」。

第九號區域。「モンターナ」北「デューコタ」南「デューコタ」、「ミンネソタ」第七號區域に指定せられたるものを除きたる「ウキスコンシン」並に「ミシガン」。聯合準備金銀行所在地、「ミネアポリス」。

第十號區域。「カンサス」、「ネブラスカ」、「コロラド」、「ワイオミング」北部新墨西哥。聯合準備

備金銀行所在地「カンサス」市。
 第十一號區域「テキサス」第十號區域に指定せられたるものを除きたる新墨西哥並に「オクラホーマ」第六號區域に指定せられたるものを除きたる「ルイジアナ」東南部「アリゾナ」聯合準備金銀行所在地「ダーラス」。
 第十二號區域「カリフォルニア」華聖頓「オレゴン」「アイダホ」「ネヴァダ」「ウター」「アリゾナ」の大部分。聯合準備金銀行所在地桑港。組織委員會は華聖頓「オレゴン」「アイダホ」諸州の發達に就て感動したるが、出資銀行たることを申請したる諸銀行の資本金並に積立金の六分を標準とするときは、是等の方面は未だ法

律の要求する最小資本金額、四百萬弗を備ふるに足らず、但し今後の發達にして繼續せんか。數年ならずして、一の聯合準備金區域を増設するの資本金積立金を有するに至る可きことを信じたり。委員會は聯合準備金銀行の支店を設立す可き地方を決定するの任を有せずと雖も、其蒐集したる材料は之を準備金銀行又は準備金局に示して、支店設立の便宜に使用せしむ可し。今、委員會が千九百十四年四月一日に於て、新制度の爲めに投資銀行たることを申請したる國立銀行、信託會社の數、其所在地の人口面積、資本金並に積立金を表示したるものを見るに左の如し。

準備金區域	準備市	面積	人口	銀行數	資本金並に積立金	六分の隱出金
一	ホス トン	六六・四六五	六・五五七・八四一	四四六	一六五・五二九・〇一〇 弗	九九三・一七四〇
二	紐 育	四九・一七〇	九・一一三・二七九	四七八	三四三・六九三・四三七	二〇・六二一・六〇六
三	フ非ラアルフ非ア	三九・八六五	八・一一〇・二二七	八〇〇	二一六・三四〇・二二三	一二・九八〇・四一二
四	クリーヅランド	一八三・九九五	七・九六一・〇二二	七二四	一九二・一四七・二五八	一一・五二八・八三五
五	リツチモンド	一七三・八一八	八・五一九・三三三	四七五	一〇五・〇六四・四八三	六・三〇三・八六八
六	アトランタ	二三三・八六〇	六・六九五・三四一	三七二	七七・三五六・九一三	四・六四一・四一五
七	シ カゴ	一七六・九四〇	一二・六三〇・三八三	九八四	二一一・〇六八・三二八	一二・六六四・一〇〇
八	セントルイス	一四六・四七四	六・七二六・六一一	四三四	八〇・七一七・九八一	四・八四三・〇七九
九	ミリアポリス	四三七・九三〇	五・七二四・八九三	六八七	七八・三八一・〇八一	四・七〇二・八六四
一〇	カンサス市	五〇九・六四九	六・三〇六・八五〇	八三五	九三・〇六五・九一二	五・五八三・九五五
一一	ダラス	四〇四・八二六	五・三一一・〇五六	七二六	九二・〇〇三・一一三	五・五二〇・一八七
一二	桑 港	六九三・六五八	五・三八九・三〇三	五一四	一三〇・四二二・四二二	七・八二五・四〇五
合 計		三・〇一六・六五〇	八九・〇四五・六一六	七・四七五	一・七八五・九七・七	二七・四四・四七

以上の數に州立銀行並に信託會社を加算したるもの。

準備金區域	準備市	銀行數	資本金積立金	六分の隱出金
一	ホス トン	四四六	一六五・五二九・〇一〇 弗	九九三・一四七〇
二	紐 育	四七九	三四四・七九三・四三七	二〇・六八七・六一六
三	フ非デルフ非ア	八〇一	二一六・五五〇・二一三	一二・九九三・〇一三
四	クリーヅランド	七二六	一九三・六九七・二五八	一一・六二一・八三五
五	リツチモンド	四八四	一〇九・〇五四・六八三	六・五四三・二八一

六	アトランタ	三八二	七八・三七九・六六三	四・七〇二・七八〇
七	シカゴ	九九九	二一九・一九八・七六〇	一三・一五一・九二五
八	セントルイス	四四五	一〇三・六五五・三九七	六・二一九・三二三
九	モンネアポリス	六八七	七八・三八一・〇八一	四・七〇二・八六四
一〇	カンザス市	八三八	九三・二四八・六一二	五・五九四・九一六
一一	ダラス	七三二	九三・九〇一・五二三	五・六三四・〇九一
一二	桑 港	五二九	一三五・二五八・七三二	八・一一五・五二四
合 計		七・五四八	一・八三一・六四八・三六九	一〇九・八九八・九〇二

聯合準備金區域並に聯合準備金市選定の發表せらるゝや、其選定に洩れたる地方より抗議の起れるは勿論にして、「ニューオールレアンス」、「ボルチモア」、「ピッツ、バー」、「デングア」、「オメハー」の如き強烈なる抗議を致したるを以て、組織委員會も亦自家の方針を辯護する爲めに、千九百十四年四月十日辯明書を公表し、其一節に於て、委員會は「市又は箇人或は純乎たる地方的若しくは利己的要求に左右せらるゝことを拒否し、公平無私、最良の判断を以て、全國の

事情を攻究して、最後の判断を與へたり。準備金市に選定せられざる市にして、委員會の決定に異議あらんか、合法の手段に依て、解決を求む可きこと」を述べたり。

聯合準備金法が出資銀行たるを得るものより、出資の申請を受理する期間即ち六十日の経過せんとする際に、七千四百七十五の國立銀行は出資の申請を爲し、十八の國立銀行は之を拒否し、十の國立銀行は何等答ふる所なかりき。斯くて千九百十四年四月八日に至り組織委員會

の書記は出資銀行たる申請を爲したる諸銀行に對して、三十日以内に聯合準備金銀行の株金拂込を行ふ可きの通牒を發し、同時に通貨監督官は株式申込證書を調製したり。而して右の通牒に據り、出資銀行は五月八日の満期日までに、續々聯合準備金銀行の資本金を融金するの申出を爲し、其應募額は最低資本金額を超過し、政府又は公衆の應募する必要なきに至らしめたり。

新制度の組織に就て、次に必要と爲れるは、各聯合準備金區域に於ける出資銀行が準備金法第四條の規定に據り、A級並にB級の重役各三名を選挙するの一事にして、(準備金銀行の取締役は九名にして、之をA、B、Cの三級に分ち、A級は出資銀行の代表者、B級は準備金區域の商工業代表者、C級は準備金局の任命したる者を以て、之に充つるの規定なり。)六月初旬組織委員會は準備金銀行に對して、各自の重役會に

於て、準備金區域選舉管理者を選定し、且つA級重役並にB級重役候補者を指名す可きことを通牒し、八月一日を以て、其手續を了したり。

(三) 聯合準備金局の任選

六月十五日大統領は、聯合準備金局の役員候補者五名並に職責上當然同局役員たる可き大藏卿並に通貨監督官の氏名を元老院に通告し、前者に就て、其承認を求めたり。大統領が準備金局役員の候補者として推舉したるは、大藏次卿「チャールズ、エス、ハムリン」(ポストン、任期二箇年)「ポール、ユム、ワールブルグ」(紐育、任期五箇年)「トーマス、デキシー、ジョーンズ」(シカゴ、任期六箇年)「ダブリュー、ビー、ジョー、ハーディング」(バイミingham、任期八箇年)内務次卿「アドルフ、シー、ミラー」(桑港任期十箇年)の諸氏なり。蓋し聯合準備金法第十條の規定に據れば、準備金局役員中五名を任命するに當り、大統領は準備金區域より一名以上を採

用せず、又地方間に於て異なる商業上産業上並に地理上の區別を公正に代表せしむるに就て、適當の注意を爲す可く、任期は十年とし、大統領が適當の理由を認めて、任期前に解任するを得べきも、初度の任命に於ては、任期を二、四、六、八、十の各年に區別す可きこと、爲れるを以て、如上の通告を致したるものなり。準備金局役員は全力を擧げて、局務に盡す可く、俸給一萬二千弗の外に旅費を支給し、通貨監督官にして、準備金局の役員と爲れる者には、監督官の俸給五千弗の外に、七千弗の給與を受く可く五名の役員中二名は銀行金融の業務に經驗を有するを要し、役員中より準備金局の正副總裁各一名を任選す可く、大藏卿は職責上役員會の會長たる可し。元老院が大統領より、如上氏名の通告を受けて、其當否を審査するや、「ハムリン」「ハーディング」、「ミラー」の三氏に對しては、何等の異議なく、承認を與へたるが、「ワールブル

グ」並に「ジョーンズ」の兩氏に對しては、反對あり、兩氏を元老院に招致して、人事上の質問を試み、遂に大統領は「ジョーンズ」氏の通告を撤回し、之に代ふるに「シカゴ」の「フレデリック、ユー、デラーノ」氏を以てし「ワールブルグ」氏と共に、元老院の承認を得ること、爲り、八月十日を以て準備金局は職務を開始し、大統領は「ハムリン」氏を總裁に「デラーノ」氏を副總裁に指名したり。

聯合準備金局成立後の二三週間は準備金局は専ら信用並に外國爲替の危機を救済する事變計畫に就て、意を勞したるが、其後に至りて、各種の規則を制定し、聯合準備金銀行を組織し營業の場所を指定し、使備人を任命し八月中旬略ぼ大體の事務を了して千九百十四年十一月十六日を以て、十二の準備金銀行共に營業を開始するを得るの順序と爲れり。

(四) 聯合準備金銀行の實況

聯合準備金法は其制定以來今日に至るまで、既に三回の修正を経たり。第一回の修正は昨年八月四日に行はれたるものにして、曩に其要領を掲げたり。之に次ひて昨年八月十五日準備金に關し、又千九百十五年三月三日手形引受に關し、各々修正する所あり。左に其大要を叙述す可し。

一、聯合準備金法第十九條準備金に關する規定を改正する法律(一九一四年八月十五日)

當初の法律に於ては、銀行の預金を定期と當座とに區別し、三十日以後に支拂はる可き預金並に三十日以前の通知に依て支拂はる可き預金を定期とし、之に對する準備金の率を五分とし、銀行所在地の都市たるは、地方たるは依て區別を設けず、一方に當座預金の準備金率に就ては、地方所在の銀行に對しては、一割二分、準備市所在の銀行に對しては、一割五分、中央準備市所在の銀行に對しては、一割八分とし、

更に中央準備市の銀行は法定準備金の十八分の六を自行の金庫内に所有し、其十八分の七を聯合準備金銀行に預託し、殘額十八分の七は自行の金庫に置くか、又は聯合準備金銀行に預託するか、其任意とし準備市の銀行は三年間準備金の十六分の五を金庫内に置き、其後金庫に置く分を十五分の五とし、十二箇月間準備金の十五分の三を聯合準備金銀行に預託し、毎六箇月に十五分の一を増して、二箇年の預託高を十五分の六に達せしむ可く、準備金の殘額は三年間中央準備市の代理銀行に預託するを得るも、其後に於ては、自ら金庫内に置くか、又は聯合準備金銀行に預託せざる可からず、又地方銀行に對しては、三年間準備金の十二分の五を金庫に置き、其後之を十二分の四とし、十二箇月間聯合準備金銀行に十二分二を預託するも、爾後毎月十二分の一を増加し、二年に至つて、之を十二分の五に達せしめ、準備金の殘額は三年間代

理銀行に置くを得るも、其以後は自ら金庫内に所有するか、又は聯合準備金銀行に預託せざる可からずとしたり。

然るに千九百十四年八月十五日聯合準備金法の改正行はれ、準備金率に關する規定は左の如き修正を経たり。

(一) 準備市所在の銀行は當座預金に對する一割五分の準備金と定期預金に對する一割五分の準備金とを左記の状態に於て、所有維持す可し。

(イ) 本法實施後三十六箇月間は準備金の十五分の六を、其以後に於ては、十五分の五を金庫内に置くこと。

(ロ) 本法實施後十二箇月間は準備金の十分の三を銀行所在地方の聯合準備金銀行に置き、爾後六箇月毎に十分の一を増加し、其十五分の六に達したる時を以て止むこととす。

(ハ) 上記準備金の残額は自行の金庫に置くも、聯合準備金銀行に預託するも、銀行の任意なること。

聯合準備金銀行は出資銀行の準備金として、毎回預託高の半額を限り、第十三條に掲げられたる手形にして適當に裏書せられ、又引受けられたるものを受取ることを得。(第十三條の手形と稱するは、他の聯合準備金銀行に宛て、振出されたる一覽拂手形にして、農工商業上の取引に關聯せるものなり。)

二、聯合準備金法第十三條第三、四、五項に關する改正法律(一九一五年三月三日)

當初の法律に於ては、既に出資銀行が輸出入關係の手形を割引し、聯合準備金銀行が之を再割引することを認めたるが、上記の改正に於て更に銀行の營業する範圍を大ならしめたり。即ち左の如し。

聯合準備金銀行は輸出入に關係し、期限三箇

(ハ) 本法實施後三十六箇月間は準備金の残額は銀行自身の金庫内に置くか、聯合準備金銀行に預託するか、又は中央準備市の國立銀行に預託するか、銀行の任意なること。

(ニ) 以上三十六箇月を経過したる後、銀行の金庫内に置き、又は聯合準備金銀行に預託す可き分を除きたる準備金の残額は銀行の金庫内に置くも、聯合準備金銀行に預託するも、銀行の任意なること。

(二) 中央準備市所在の銀行は當座預金に對する一割八分、定期預金に對する五分の準備金を左記の状態に於て、維持所有す可し。

(イ) 銀行の金庫内に十八分の六を置くこと。

(ロ) 聯合準備金銀行に十八分の七を預託すること。

月以内にして、出資銀行の裏書ある引受手形を割引するを得。但し聯合準備金局の許可ある場合の外、割引手形の高は割引を請求する銀行の資本金並に積立金の半額とし、許可ある場合と雖も、其之と同額以上に上るを許さず。

一人、一會社、一組合の署名裏書ある手形にして、一銀行の爲めに再割引せられたるものは右銀行の資本金並に積立金の十分の一を限度とす。但し此制限は現存する目的物に對し、善良なる意思を以て、振出されたる爲替手形の割引に適用せられず。

出資銀行は輸出入關係の手形にして、期限六箇月以内の手形を引受くるを得。但し其引受高は資本金並に積立金の半額を限度とし、聯合準備金局の許可ある場合に於ても、資本金並に積立金の同額を以て限度とす。

聯合準備金銀行は右の如き制度の下に、營業

を開始したるが、今年四月二十三日を以て、發表せられたる十二聯合準備金銀行の貸借對照表を示すに左の如し(單位一千弗)

資 産	ボストン	紐 育	ワシントン	フィラデル	リッチモ	アトラン	シカゴ	セントル	ボリネア	カンサス	メーラス	桑 港
金貨、金貨證券	一五、六九五	九五、二二三	一四、九四一	一六、〇〇〇	八、三三三	四、九〇四	三、一〇五	一〇、九四四	八、〇五七	一〇、四九七	七、七九九	一三、〇四六
法貨紙幣、銀貨證券、補助銀貨	一、五九九	一七、三三四	四、四七三	七、五二	四、九	四、五五	二、三三	一、七六	六	五、二四	六、九八	五
計	一七、〇九五	一一二、五五七	一九、四一三	二六、五三三	八、四三三	五、三六九	三、五三六	一一、七〇〇	八、〇六三	一〇、九三三	八、四七七	一三、〇五三
割引手形並に貸出	二、七五	六、〇四四	一、九七七	一、九九	六、九七七	五、五三	二、四三	七、〇六	八二	九、八九	四、六五五	二、五三六
放 資	一、六四四	七、八五	二、二七七	一、九〇四	一	六、四八	九三	一、五二四	一、〇〇	—	—	一、一三
他準備金銀行へ貸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他 資産	一、四七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	二、八二一	一三、七七一	四、四四	三、五	一、三七	二、五三六	一、五三六	二、〇五	一、四六	一、〇七	一、〇七	一、〇七
負 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
準備金預金	一七、五六一	一一、四八	二、〇四四	一七、三三	八、〇四四	五、七九	四、〇三	一五、四二	八、七三	九、六四九	六、九八一	一三、〇五〇
他準備金銀行より借	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
準備金銀行紙幣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他 債務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
拂込資本金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	二、二八六	一三、六四	四、二五八	二、二六	一、二二九	一、五八	四、四三	一、八九	一、七〇	一、九〇六	一、六五五	二、五三〇

本論第一項より第三項に至る部は主として、「ジョン、トム、ホールツワース」氏著「貨幣並に銀行」第二編第二十二章に據り、第四項は紐育市「ナシヨナル、シチー」銀行發行の冊子「合衆國有價證券、財政、聯合準備金制度」本年四、五兩月分に據れり。

第十九世紀に於ける獨逸經濟發達の一斑 (二)

高島佐一郎

- 目次 (二)
- 一、農奴制度の撤廢
- 二、農奴制度の撤廢
- 三、仲間組合制度の發見

(其二)

今翻て過去特異の時代を追憶すれば、近く第十八世紀末葉に至りても猶獨逸には中世的經濟狀態の最も濃厚なるものありしことを發見す。常年普魯西の人口一千万中の七割三分は村落生活を營み僅に二割七分が都會に住居したるに過ぎず。而て村落人口の全部が農業に従事したるは勿論なりと雖も、都會人口の大部分も亦同様に農作及養蓄を以て生活資料を擧げ居たるを見る。當時の農夫は一方耕耘の業に従へると同時